

## 感染症法の改正と保健所の対応

厚生労働省健康局結核感染症課長  
三宅 智

我が国の感染症対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき実施されてきている。近年、新型インフルエンザの問題など、国民の関心を集めているところであるが、以下のような課題を抱えており、感染症対策の的確な実施の推進が緊急に求められている。このため、感染症法の改正案を国会に提出しているところである。今後、法案が成立した場合には、保健所を含む関係機関と協力の上、感染症対策の充実強化を図ることとしている。

### 1 感染症法の改正内容

#### (1) 基本理念及び責務規定の見直し

基本理念において、国際的動向を踏まえた施策の推進、感染症の患者等の人権の尊重について、規定する。

国及び地方公共団体の責務に、社会福祉等の関連施策との有機的な連携への配慮を規定する。また、国の責務として、病原体等に関する情報の収集等を明記する。さらに、医師の感染症患者に対する説明等の責務等を規定する。

#### (2) 感染症の種類の見直し

最新の医学的知見等を踏まえ、南米出血熱を一類感染症に、結核を二類感染症に追加し、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）を一類感染症から二類感染症に改め、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス及びパラチフスを二類感染症から三類感染症に改めるとともに、炭疽、ボツリヌス症及び野兔病を四類感染症に規定する。

#### (3) 感染症に関する情報の収集等

慢性の感染症の予防、効果的な治療方法の確立等を図るため、慢性感染症の患者を治療する医師に対して、毎年度、その患者の年齢、性別等の届出を義務付ける。

医師の確定診断ではなく、疑似症の診断の段階での情報を収集し、生物テロを含む感染症の発生を迅速に把握するため、指定届出機関による疑似症患者の年齢、性別等の情報の届出を義務付ける。

感染症に関する情報について、新聞、放送等により積極的に公表することとし、医療関係者に対する協力要請に関する規定を設ける。

#### (4) 人権の尊重の観点からの規定の整備

就業制限、入院勧告等の感染症の予防のための措置に関して、必要最小限度の原則、感染症診査協議会の関与の確保、感染症診査協議会への法律の専門家の参画、患者の意見陳述手続、苦情処理制度の創設など、人権の尊重の観点から、所要の規定を整備する。

#### (5) 結核に関する規定の創設

結核について、事業者等による定期的健康診断、保健所長による登録票の記録、保健所による家庭訪問指導、結核患者の通院医療費用の公費負担等必要な規定を設ける。（従来、結核予防法で講じてきた施策のうち感染症法に従来規定のない事項を規定）

#### (6) 病原体等に係る規制の創設

一種病原体等の規制

イ 何人も、一種病原体等を所持してはならないこととする。ただし、国又は政令で定める法人であって厚生労働大臣が指定した者(特定一種病原体等所持者)が、試験研究が必要な一種病原体等として政令で定めるものを、厚生労働大臣が指定する施設における試験研究のために所持する場合等は、この限りでない。

ロ 何人も、一種病原体等を輸入してはならないこととする。ただし、特定一種病原体等所持者が、厚生労働大臣が指定する特定一種病原体等を輸入する場合は、この限りでない。

ハ 何人も、一種病原体等を譲り渡し、又は譲り受けてはならないこととする。ただし、特定一種病原体等所持者等の間で、譲り渡し、又は譲り受ける場合等は、この限りでない。

#### 二種病原体等の規制

イ 二種病原体等を所持しようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととする。

ロ 二種病原体等を輸入しようとする者は厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととする。

ハ 二種病原体等は、二種病原体等許可所持者等の間で譲り渡し、又は譲り受ける場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならないこととする。

#### 三種病原体等の規制

三種病原体等を所持する者又は輸入した者は、その種類等を厚生労働大臣に事後に届け出なければならないこととする。

#### 所持者等の義務

感染症発生予防規程の作成等(一種、二種病原体等の所持者)、帳簿の記帳、運搬の届出(一種、二種、三種の病原体等の所持者)、施設基準、保管等の基準の遵守、事故届、災害時の応急措置(一種から四種までの病原体等の所持者)等、病原体等の種類に応じて所持者等の義務を設ける。

#### 監督

報告徴収、立入検査、施設基準、保管等の基準遵守の改善命令、指定の取消し等病原体等の取扱いに関する規制の監督規定を設ける。

#### 罰則

特定病原体等の規制等に関し所要の罰則を設ける。

## 2 予防接種法の改正内容

結核予防法の廃止に伴い、結核を予防接種の対象である一類疾病に位置付けて、結核に係る定期的予防接種等を行う。

## 3 検疫法の改正内容

検疫制度について、感染症の種類の見直しに伴い、検疫対象となる検疫感染症からコレラ及び黄熱を除外するなど、所要の見直しを行う。

## 4 施行期日等

(1) 公布の日から6月以内に政令で定める日。ただし、1(5)、2等一部の規定は、平成19年4月1日。

(2) 結核を二類感染症とし、対策を講じることに伴い、結核予防法を廃止する。